

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【公開番号】特開2003-43239(P2003-43239A)

【公開日】平成15年2月13日(2003.2.13)

【出願番号】特願2001-228449(P2001-228449)

【国際特許分類】

<b>G 02 B</b>	<b>5/20</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 02 B</b>	<b>5/02</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 02 B</b>	<b>5/08</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 02 F</b>	<b>1/1335</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 09 F</b>	<b>9/30</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 09 F</b>	<b>9/35</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

G 02 B	5/20	1 0 1
G 02 B	5/02	B
G 02 B	5/08	A
G 02 B	5/08	C
G 02 F	1/1335	5 0 5
G 02 F	1/1335	5 2 0
G 09 F	9/30	3 4 9 B
G 09 F	9/30	3 4 9 D
G 09 F	9/35	

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】複数の画素が設けられた基材と、  
前記基材上に配置された反射膜と、  
前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、  
前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とするカラーフィルタ基板。

【請求項2】複数の画素が設けられた基材と、  
前記基材上に配置された反射膜と、  
前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、  
前記画素内において、前記透過領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とするカラーフィルタ基板。

【請求項3】複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一  
部に反射膜を形成する工程と、

前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域内に着色層を形成する工程とを含むことを特徴とするカラーフィルタ基板の製造方法。

【請求項4】複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一  
部に反射膜を形成する工程と、

前記画素内において、前記反射膜が設けられていない領域である透過領域を除いた領域

に着色層を形成する工程とを含むことを特徴とするカラーフィルタ基板の製造方法。

【請求項 5】 複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一一部に反射膜を形成する工程と、

前記画素内に着色層を形成する工程と、

前記画素内において、前記反射膜が設けられていない領域である透過領域に形成された前記着色層を除去する工程とを含むことを特徴とするカラーフィルタ基板の製造方法。

【請求項 6】 一対の基板と、

前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、

前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、

前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 7】 一対の基板と、

前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、

前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、

前記画素内において、前記透過領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 8】 一対の基板と、

前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、

前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、

前記一対の基板のうち他方の基板上に配置された着色層とを備え、

前記着色層が、前記画素内における前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 9】 一対の基板と、

前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、

前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、

前記一対の基板のうち他方の基板上に配置された着色層とを備え、

前記着色層が、前記画素内における前記透過領域を除いた領域に配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、本発明のカラーフィルタ基板は、複数の画素が設けられた基材と、前記基材上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とする（以下、「第1の発明」ということがある）。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明のカラーフィルタ基板は、複数の画素が設けられた基材と、前記基材上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記画素内において、前記透過領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とする（以下、「第2の発明」ということがある）。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0013**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0013】**

また、本発明のカラーフィルタ基板の製造方法は、複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一箇に反射膜を形成する工程と、前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域内に着色層を形成する工程とを含むことを特徴とする（以下、「第3の発明」ということがある）。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

また、本発明のカラーフィルタ基板の製造方法は、複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一箇に反射膜を形成する工程と、前記画素内において、前記反射膜が設けられていない領域である透過領域を除いた領域に着色層を形成する工程とを含むことを特徴とする（以下、「第4の発明」ということがある）。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

また、本発明のカラーフィルタ基板の製造方法は、複数の画素が設けられた基材上の当該画素内の一箇に反射膜を形成する工程と、前記画素内に着色層を形成する工程と、前記画素内において、前記反射膜が設けられていない領域である透過領域に形成された前記着色層を除去する工程とを含むことを特徴とする（以下、「第5の発明」ということがある）。

**【手続補正7】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0019**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0019】**

また、本発明の液晶表示装置は、一対の基板と、前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記画素内において、前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置された着色層とを備えてなることを特徴とする（以下、「第6の発明」ということがある）。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0021**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0021】**

また、本発明の液晶表示装置は、一対の基板と、前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記画素内において、前記透過領域を除いた領域に配置された着色層とを備えて

なることを特徴とする（以下、「第7の発明」ということがある）。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また、本発明の液晶表示装置は、一対の基板と、前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記一対の基板のうち他方の基板上に配置された着色層とを備え、前記着色層が、前記画素内における前記反射膜に重なる領域を除いた領域に配置されていることを特徴とするものであってもよい（以下、「第8の発明」ということがある）。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

また、本発明の液晶表示装置は、一対の基板と、前記一対の基板のうち一方の基板上に配置された反射膜と、前記画素内における前記反射膜が設けられていない領域である透過領域と、前記一対の基板のうち他方の基板上に配置された着色層とを備え、前記着色層が、前記画素内における前記透過領域を除いた領域に配置されていることを特徴とするものであってもよい（以下、「第9の発明」ということがある）。